

**改正**

令和4年3月31日告示第19号

令和6年3月25日告示第20号

上天草市湯島交流施設設置要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 利用手続等

第1節 お試し居住スペースの利用手続等（第5条—第11条）

第2節 シェアオフィススペースの利用手続等（第12条—第18条）

第3章 雑則（第19条—第24条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この要綱は、現に本市外に住所を有する者（以下「市外居住者」という。）が湯島の風土の体感及び日常生活の体験をすることができる場並びに市外居住者及び市民が交流又は活動をすることができる場を提供することで、湯島への移住促進及び湯島の活性化を図るため、上天草市湯島交流施設（以下「交流施設」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（位置）

**第2条** 交流施設は、上天草市大矢野町湯島540番地3に置く。

（施設の構成）

**第3条** 交流施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） お試し居住スペース
- （2） シェアオフィススペース
- （3） 公共トイレ

（休館日）

**第4条** 交流施設（公共トイレを除く。）の休館日（以下「休館日」という。）は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、上天草市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

## 第2章 利用手続等

### 第1節 お試し居住スペースの利用手続等

（利用資格）

**第5条** お試し居住スペースを利用することができる者は、湯島での暮らしの体験を目的として短期間利用する市外居住者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 湯島への移住を希望する者及びその者と同一世帯に属する家族の構成員であること。
- （2） 利用する者の人数が3人以内であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- （3） 利用する者が未成年者のみでないこと。
- （4） 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号。第7条第3項第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（第12条において「暴力団員等」という。）でないこと。
- （5） その他お試し居住スペースを利用させることが適当でないと市長が認める者でないこと。

（利用の申請）

**第6条** お試し居住スペースを利用しようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、利用を開始する日（以下この節において「利用開始日」という。）の3月前から10日前までの間に上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認申請書（様式第1号。次条第1項において「申請書」という。）に身分証明書（運転免許証その他申請者本人であることを証明することができる書類をいう。第13条において同じ。）の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

**第7条** 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、お試し居住スペースの利用を承認し、上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認書（様式第2号。第9条第2項において「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、お試し居住スペースの管理運営上必要な条件を付すことができる。

3 市長は、申請者が、第5条各号に掲げる要件を具備しないとき、又はその利用が次の各号のい

ずれかに該当すると認めるときは、上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 交流施設の建物、設備、備品等（以下「建物等」という。）を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（第12条において「暴力団」という。）その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他交流施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用期間等）

**第8条** お試し居住スペースを利用することができる期間は、利用開始日から起算して7日以上30日以内とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

- 2 お試し居住スペースの利用は、前項の規定により定めた期間（以下この節において「利用期間」という。）が満了した時に終了し、利用期間の更新は行わないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用開始日及び利用期間の満了の日は、休館日を除いた平日とする。
- 4 利用期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。
- 5 お試し居住スペースの利用は、原則1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用料）

**第9条** お試し居住スペースの利用料（以下この条において「利用料」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 第7条第1項の規定により承認書の交付を受けた申請者（以下この節において「利用者」という。）は、利用の開始前までに、市長が発行する納入通知書により利用料を納めなければならない。
- 3 既納の利用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により、お試し居住スペースを利用することができなくなったとき。
  - (2) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(利用の制限)

**第10条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により承認した事項（次項において「承認事項」という。）を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により、当該承認を受けたとき。
- (3) その他交流施設の管理運営上市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、承認事項を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(明渡し)

**第11条** 利用者は、利用期間の満了の日までに（前条第1項の規定により第7条第1項の規定による承認が取り消された場合にあつては、直ちに）お試し居住スペースを明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復をしなければならない。

- 2 利用者は、前項の規定による明渡しをするときは、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。
- 3 利用者は、第1項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長に協議するものとする。

## 第2節 シェアオフィススペースの利用手続等

(利用資格)

**第12条** シェアオフィススペースを利用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) その他シェアオフィススペースを利用させることが適当でないと市長が認める者でないこと。

(利用の申請)

**第13条** シェアオフィススペースを利用しようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、利用する日又は利用を開始する日（以下「利用日」と総称する。）の5日前までに上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認申請書（様式第4号。次条第1項において「申請書」という。）に身分証明書の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合

において、申請者が未成年者であるときは、その保護者の同意を得なければならない。

(利用の承認)

**第14条** 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、シェアオフィススペースの利用を承認し、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認書（様式第5号。以下この節において「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、シェアオフィススペースの管理運営上必要な条件を付すことができる。

3 市長は、申請者が第7条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(利用時間)

**第15条** シェアオフィススペースを利用することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午前9時から午後9時までとする。

(利用料)

**第16条** シェアオフィススペースの利用料（以下この条において「利用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 第14条第1項の規定により承認書の交付を受けた申請者（以下この節において「利用者」という。）は、利用の開始前までに、市長が発行する納入通知書により利用料を納めなければならない。

3 既納の利用料は、還付しないものとする。ただし、第9条第3項各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

5 前項の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする者は、上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利用の制限)

**第17条** 市長は、利用者が第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定により承認した事項（次項において「承認事項」という。）を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

2 前項の規定により、承認事項を変更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止さ

せた場合において、利用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(明渡し)

**第18条** 利用者は、利用の終了時間前までに（前条第1項の規定により第14条第1項の規定による承認が取り消された場合にあつては、直ちに）シェアオフィススペースから退去しなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復をしなければならない。

2 利用者は、前項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長に協議するものとする。

### 第3章 雑則

(利用者の遵守事項)

**第19条** 交流施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) 建物等を清潔に保つとともに、適切に取り扱うこと。
- (4) 利用を終了する際は、必ず清掃を行うこと。
- (5) ごみは、決められた規則に従い排出すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、第9条第2項又は第16条第2項に規定する利用者（次条第8号において「利用者」という。）は、お試し居住スペース又はシェアオフィススペースを利用する際に、第7条第1項又は第14条第1項に規定する承認書及び第9条第1項又は第16条第1項に規定する利用料の領収書を携帯し、市長又は市長の指定する者の求めがあったときは、これらを提示しなければならない。

(行為の制限)

**第20条** 何人も、交流施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交流施設の改修
- (2) 交流施設の鍵の改変又は複製
- (3) 寄附の要請その他これに類する行為
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動その他これらに類する活動

- (7) 動物の飼育
- (8) お試し居住スペースにあつては、利用者以外の者の宿泊
- (9) シェアオフィススペースでの宿泊
- (10) 交流施設敷地内での喫煙
- (11) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (12) その他交流施設の設置の目的に反する行為  
(立入り)

**第21条** 市長は、交流施設の防火、構造の保全その他の建物等の管理運営上特に必要があると認めるときは、交流施設内に立ち入ることができるものとする。

- 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。  
(損害賠償)

**第22条** 建物等を破損し、汚損し、又は滅失した者（次項において「破損者等」という。）は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 破損者等は、前項に規定する損害を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。  
(事故免責)

**第23条** 交流施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、交流施設及び交流施設周辺で発生した事故に関しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。  
(その他)

**第24条** この要綱に定めるもののほか、交流施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月31日告示第19号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年3月25日告示第25号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同

日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の上天草市湯島交流施設設置要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の上天草市湯島交流施設設置要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表第 1 (第 9 条関係)

区分	単位	利用料
利用期間が 7 日	1 回	14,000円
利用期間が 8 日以上30日以内	1 回	14,000円に 7 日を超えた 1 日までごとに2,000円を加算した額

別表第 2 (第16条関係)

区分		単位	利用料		
			市外	市内	
個人利 用	一時利用	1 時間	200円	100円	
	定期利用	利用時間が午前 9時から午後4 時まで	1 月	3,000円	1,500円
		利用時間が午前 9時から午後9 時まで	1 月	6,000円	3,000円
団体利 用	一時利用	1 時間	500円	250円	

備考

- 個人利用の一時利用で利用時間が 1 時間を超えるときは、その超える 1 時間までごとにこの表に定める 1 時間の利用料の 2 分の 1 に相当する額（その超える 1 時間が午後 4 時から午後 9 時までの間である場合は、この表に定める 1 時間の利用料に相当する額）を加算する。
- 団体利用で利用時間が 1 時間を超えるときは、その超える 1 時間までごとにこの表に定める 1 時間の利用料の 5 分の 1 に相当する額（その超える 1 時間が午後 4 時から午後 9 時までの間である場合は、この表に定める 1 時間の利用料に相当する額）を加算する。
- 団体利用の利用料は、1 部屋当たりの額とし、2 部屋まで利用することができるものとする。



る。

上天草市長 様

申請者 住所  
氏名

上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認申請書

上天草市湯島交流施設お試し居住スペースを利用したいので、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、要綱の規定を遵守します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回目）		
利 用 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで （利用開始予定時刻： 時 分） <small>※ 利用開始日から起算して7日以上30日以内で記入してください。          ※ 利用開始日及び利用期間満了日は、休館日を除いた平日を記入してください。          ※ 利用期限は、当該年度の3月31日までです。</small>		
※ 代表者について記入してください。			
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 歳
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	自 宅		携 帯
メー ル ア ド レ ス			
職 業			
※ 代表者以外の利用者について記入してください。			
氏 名	年 齢	続 柄	氏 名
利 用 目 的			

備考 利用開始日は午前9時から午後4時までの間に入居し、最終日は午前10時までに退居してください。

様

上天草市長

上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用承認書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設お試し居住スペースの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、利用に当たっては、要綱を遵守し、適正に利用してください。

代表者氏名	
その他利用者氏名	
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
利用料	円
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用開始日は午前9時から午後4時までの間に入居し、最終日は午前10時までに退居してください。</li> <li>2 利用料は、利用開始前までに納めてください。</li> <li>3 利用開始日に本書及び利用料の領収書を市の移住担当窓口を持参し、提示してください。</li> </ol>

様

上天草市長

上天草市湯島交流施設お試し居住スペース利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設お試し居住スペースの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱第7条第3項の規定により、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

不承認の理由

上天草市長 様

申請者 住所  
氏名

（団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認申請書

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペースを利用したいので、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定により、次のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、要綱の規定を遵守します。

申請者 連絡先	(自宅電話) (携帯電話) (メールアドレス)
□個人 利用	<input type="checkbox"/> 一時利用（時間内利用：午前9時から午後4時まで） （時間外利用：午後4時から午後9時まで） 年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	<input type="checkbox"/> 定期利用（一時利用以外の継続的な利用（1月以上かつ1月単位）） <input type="checkbox"/> 午前9時から午後4時まで <input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時まで 年 月 日から 年 月 日まで ※1月の例：5月15日～6月14日 ※利用期限は、当該年度の3月31日までです。
□団体 利用	<input type="checkbox"/> 1部屋貸切（申請者含む利用者数 人） <input type="checkbox"/> 2部屋貸切（申請者含む利用者数 人） 年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ※次の欄には申請者以外の利用予定者を記載してください。 ※欄が不足する場合は、別紙（任意様式）にて提出してください。
	氏名
	年齢
	住所
【利用目的】	

様式第5号（第14条関係）  
 その1（個人の一時利用用）

第 年 月 日  
 号

様

上天草市長

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設シェアオフィススペースの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、利用に当たっては、要綱を遵守し、適正に利用してください。

承認事項	一時利用 年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用料金	円		
利用料金計算表			
時間内：午前9時から午後4時まで 時間外：午後4時から午後9時まで			
市 外	時間内	200円×1時間+100円×（ ）時間	円
	時間外	200円×（ ）時間	円
市 内	時間内	100円×1時間+50円×（ ）時間	円
	時間外	100円×（ ）時間	円
減 免 額			円
合 計 額			円

備考 シェアオフィススペースの利用の際は、利用承認書及び利用料の領収書を携帯し、必要により施設管理者に提示してください。

その2 (個人の定期利用用)

第 号  
令和 年 月 日

様

上天草市長

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設シェアオフィススペースの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、利用に当たっては、要綱を遵守し、適正に利用してください。

承認事項	定期利用 年 月 日から 年 月 日まで 午前 時から午後 時まで		
利用料金	円		
利用料金計算表			
市 外	時間内	3,000円 × ( ) か月	円
	時間外	6,000円 × ( ) か月	円
市 内	時間内	1,500円 × ( ) か月	円
	時間外	3,000円 × ( ) か月	円
減 免 額			円
合 計 額			円

備考 シェアオフィススペースの利用の際は、利用承認書及び利用料の領収書を携帯し、必要により施設管理者に提示してください。

その3 (団体利用用)

第 年 月 日  
号

様

上天草市長

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用承認書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設シェアオフィススペースの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、利用に当たっては、要綱を遵守し、適正に利用してください。

承認事項	団体利用 1 部屋貸切 / 2 部屋貸切 (申請者含む利用者数 人) 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から ( ) 午前・午後 時 分まで		
利用料金	円		
利用料金計算表			
市 外	時間内	500円×1時間+100円×( )時間	円
	時間外	500円×( )時間	円
市 内	時間内	250円×1時間+50円×( )時間	円
	時間外	250円×( )時間	円
減 免 額			円
合 計 額			円

備考 シェアオフィススペースの利用の際は、利用承認書及び利用料の領収書を携帯し、必要により施設管理者に提示してください。



様

上天草市長

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった上天草市湯島交流施設シェアオフィスの利用については、上天草市湯島交流施設設置要綱第14条第3項の規定により、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

不承認の理由

上天草市長 様

申請者 住所  
氏名

（団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

上天草市湯島交流施設シェアオフィススペース利用料減免申請書

次のとおり利用料の減額又は免除を受けたいので、上天草市湯島交流施設設置要綱第16条第5項の規定により、次のとおり申請します。

使用期間	<input type="checkbox"/> 個人利用（一時利用） <input type="checkbox"/> 団体利用 年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	<input type="checkbox"/> 個人利用（定期利用） 年 月 日から 年 月 日まで
減免申請理由	

処理状況

決定	減額	免除
理由		
利用料	既定利用料	円
	減免額	円
	支払額	円
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号

※ 太枠内は、記入しないでください。